議案第２２号

飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３０年２月２６日提出

飛騨市長　　都　竹　　淳　也

提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行及び基礎賦課額の保険料率の変更に伴う改正

# 飛驒市国民健康保険条例の一部を改正する条例

飛驒市国民健康保険条例（平成16年飛驒市条例第137号）の一部を次のように改正する。

目次中「市が行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に、「第36条」を「第33条」に、「第37条」を「第34条」に、「第40条」を「第37条」に改める。

「第１章　市が行う国民健康保険」を「第１章　市が行う国民健康保険の事務」に改める。

第１条の見出し及び同条中「市が行う国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

「第２章　国民健康保険運営協議会」を「第２章　国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第２条の見出し中「国民健康保険運営協議会の委員の定数」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会」の前に「法第11条第２項の規定により設置する飛驒市」を加える。

第11条中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に改め、「第29条の７第１項」を「第29条の７第１項第１号」に改め、「同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額」を「同項第２号に規定する後期高齢者支援金等賦課額」に、「同項に規定する介護納付金賦課被保険者」を「同項第３号に規定する介護納付金賦課被保険者」に、「同項に規定する介護納付金賦課額」を「同項第３号に規定する介護納付金賦課額」に改める。

第12条中「第32条の規定」を「第29条の規定」に改め、同条ただし書中「第32条第１項の規定」を「第31条第１項の規定」に改め、同条第１号及び第２号を次のように改める。

⑴　当該年度における次に掲げる額の合算額

ア　療養の給付に要する費用（一般保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額

イ　国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の７第１項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（岐阜県（以下「県」という。）が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成９年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ　法第81条の２第４項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ　法第81条の２第９項第２号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ　保健事業に要する費用の額

カ　その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の

納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

⑵　当該年度における次に掲げる額の合算額

ア　法第74条の規定による補助金の額

イ　法附則第22条の規定により読み替えられた第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ　法第75条の２第１項の国民健康保険保険給付費等交付金（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第１項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額

エ　その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第９条第１項の規定により読み替えられた法第72条の３第１項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

第12条第３号中「第32条第１項の規定」を「第31条第１項の規定」に改める。

第13条中「、資産割額」を削る。

第14条第１項中「第16条の所得割」を「第15条の所得割」に改める。

第15条を削る。

第16条第１項第１号中「40」を「50」に改め、同項第２号を削り、同項第３号中

「初日」を「前年度及びその直前の２箇年度の各年度」に改め、「一般被保険者の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同号を同項第２号とし、同項第４号ア中「初日」を「前年度及びその直前の２箇年度の各年度」に改め、「一般被保険者が属する世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同号を同項第３号とし、同条を第15条とする。

第17条中「、資産割額」を削り、同条を第16条とする。

第18条中「第16条の所得割」を「第15条の所得割」に改め、同条を第17条とする。

第19条を削る。

第20条中「第17条の被保険者均等割額」を「第16条の被保険者均等割額」に、「第16条の規定」を「第15条の規定」に改め、同条を第18条とする。

第20条の２中「第17条の世帯別平等割額」を「第16条の世帯別平等割額」に改め、同条第１号中「第16条第１項第４号ア」を「第15条第１項第３号ア」に改め、同条第２号中「第16条第１項第４号イ」を「第15条第１項第３号イ」に改め、同条第３号中「第16条第１項第４号ウ」を「第15条第１項第３号ウ」に改め、同条を第18条の２とする。

第21条中「第17条の基礎賦課額」を「第16条の基礎賦課額」に、「第30条」を「第27条」に、「第32条第１項」を「第29条第１項」に、「54万円」を「58万円」に改め、同条を第19条とする。

第21条の２中「第32条の規定」を「第29条の規定」に改め、同条ただし書中「第32条第１項の規定」を「第31条第１項の規定」に改め、同条第１号及び第２号を次のように改める。

⑴　当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、県が行う国民健康保険の

一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）

⑵　当該年度における次に掲げる額の合算額

ア　法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ　その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第９条第１項の規定により読み替えられた法第72条の３第１項の規定による繰入金を除く。）の額

第21条の２第３号中「第32条第１項」を「第29条第１項」に改め、同条を第19条の２とする。

第21条の３中「、資産割額」を削り、同条を第19条の３とする。

第21条の４中「第21条の６」を「第19条の５」に改め、同条を第19条の４とする。

第21条の５を削る。

第21条の６第１項第１号中「40」を「50」に改め、同項第２号を削り、同項第３号中「初日」を「前年度及びその直前の２箇年度の各年度」に改め、「一般被保険者の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同号を同項第２号とし、同項第４号ア中「初日」を「前年度及びその直前の２箇年度の各年度」に改め、「一般被保険者が属する世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同号を同項第３号とし、同条を第19条の５とする。

第21条の７中「、資産割額」を削り、同条を第19条の６とする。

第21条の８中「第21条の６」を「第19条の５」に改め、同条を第19条の７とする。

第21条の９を削る。

第21条の10中「第21条の７」を「第19条の６」に、「第21条の６」を「第19条の５」に改め、同条を第19条の８とする。

第21条の11中「第21条の７」を「第19条の６」に改め、同条第１号中「第21条の６第１項第４号ア」を「第19条の５第１項第３号ア」に改め、同条第２号中「第21条の６第１項第４号イ」を「第19条の５第１項第３号イ」に改め、同条第３号中「第21条の６第１項第４号ウ」を「第19条の５第１項第３号ウ」に改め、同条を第19条の９とする。

第21条の12中「第21条の３」を「第19条の３」に、「第21条の７」を「第19条の６」に、「第30条及び第32条第１項」を「第27条及び第29条第１項」に改め、同条を第19条の10とする。

第22条中「第32条の規定」を「第29条の規定」に改め、同条ただし書中「第32条第１項の規定」を「第31条第１項の規定」に改め、同条第１号及び第２号を次のように改める。

⑴　当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）

⑵　当該年度における次に掲げる額の合算額

ア　法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ　その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第９条第１項の規定により読み替えられた法第72条の３第１項の規定による繰入金を除く。）の額

第22条第３号中「第32条第１項の規定」を「第31条第１項の規定」に改め、同条を第20条とする。

第23条中「、資産割額」を削り、同条を第21条とする。

第24条中「第26条の所得割」を「第23条の所得割」に改め、同条を第22条とする。

第25条を削る。

第26条第１項第１号中「40」を「50」に改め、同項第２号を削り、同項第３号中「初日」を「前年度及びその直前の２箇年度の各年度」に改め、「介護納付金賦課被保険者の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同号を同項第２号とし、同項第４号中「初日」を「前年度及びその直前の２箇年度の各年度」に改め、「介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同号を同項第３号とし、同条を第23条とする。

第27条中「第23条の賦課額」を「第21条の賦課額」に改め、同条を第24条とし、第28条を第25条とし、第29条を第26条とする。

第30条第１項中「第17条、第21条の３若しくは第21条の７の額」を「第16条、第19条の３若しくは第19条の６の額」に、「第23条の額又は第32条第１項各号」を「第21条の額又は第29条第１項各号」に改め、同条第２項中「第17条、第21条の３若しくは第21条の７の額又は第23条の額又は第32条第１項各号」を「第16条、第19条の３若しくは第19条の６の額又は第21条の額又は第29条第１号各号」に改め、同条を第27条とする。

第31条を第28条とする。

第32条第１項中「第17条の基礎賦課額」を「第16条の基礎賦課額」に、「54万円」を「58万円」に改め、同項第２号中「27万円」を「27万５千円」に改め、同項第３号中「49万円」を「50万円」に改め、同条第２項中「第16条第２項及び第３項」を「第15条第２項及び第３項」に改め、同条第３項中「第13条又は第17条」を「第13条又は第16条」に、「第21条の３又は第21条の７」を「第19条の３又は第19条の６」に、「54万円」を「58万円」に、「第２項中「第16条」」を「第２項中「第15条」」に、

「第21条の６」を「第19条の５」に改め、同条第４項中「第13条又は第17条」を「第13条又は第16条」に、「第23条」を「第21条」に、「54万円」を「58万円」に、「第２項中「第16条」」を「第２項中「第15条」」に、「第26条」を「第23条」に改め、同条を第29条とする。

第32条の２を第29条の２とする。

第32条の３第２項中「届出は」を「届出に当たり」に、「を提示して行わなければ」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければ」に改め、同条を第29条の３とする。

第32条の４を第29条の４とし、第33条を第30条とし、第34条から第36条までを３条ずつ繰り上げる。

第６章中第37条を第34条とし、第38条から第40条までを３条ずつ繰り上げる。

附　則

この条例は、平成30年４月１日から施行する。

資　料

飛騨市国民健康保険条例新旧対照表　　（傍線部分は改正部分）

| 現　行 | 改正案 |
| --- | --- |
| 目次<br>第１章　市が行う国民健康保険＿＿＿（第１条）<br>第２章　国民健康保険運営協議会＿＿＿＿＿（第２条・第３条）<br>第３章・４章　略<br>第５章　保険料（第10条―第36条）<br>第６章　罰則（第37条―第40条）<br>附則<br>第１章　市が行う国民健康保険＿＿＿<br>（市が行う国民健康保険＿＿＿）<br>第１条　市が行う国民健康保険＿＿＿については、法令に定めがあるもののほか、この条例に定めるところによる。<br>第２章　国民健康保険運営協議会＿＿＿＿＿<br>（国民健康保険運営協議会の委員の定数＿＿＿＿＿）<br>第２条　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。<br>⑴～⑷　略<br>第３条　略<br>第３章　略 | 目次<br>第１章　市が行う国民健康保険の事務（第１条）<br>第２章　国民健康保険事業の運営に関する協議会（第２条・第３条）<br>第３章・４章　略<br>第５章　保険料（第10条―第33条）<br>第６章　罰則（第34条―第37条）<br>附則<br>第１章　市が行う国民健康保険の事務<br>（市が行う国民健康保険の事務）<br>第１条　市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例に定めるところによる。<br>第２章　国民健康保険事業の運営に関する協議会<br>（国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数）<br>第２条　法第11条第２項の規定により設置する飛騨市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。<br>⑴～⑷　略<br>第３条　略<br>第３章　略 |

資　料

| | |
|---|---|
| 第４条～第９条　略<br>第５章　略<br>第１０条　略<br>（保険料の賦課額）<br>第１１条　保険料の賦課額は、被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令第29条の７第１項　　に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額　　をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項に規定する介護納付金賦課被保険者　　をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同項に規定する介護納付金賦課額　　をいう。以下同じ。）の合算額とする。<br>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）<br>第１２条　保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第７条第１項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第32条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第32条第１項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額に第 | 第４条～第９条　略<br>第５章　略<br>第１０条　略<br>（保険料の賦課額）<br>第１１条　保険料の賦課額は、世帯主の　　世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令第29条の７第１項第１号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第２号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第３号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同項第３号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。<br>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）<br>第１２条　保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第７条第１項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第29条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第31条第１項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額に第 |

資　料

３号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

⑴　当該年度における療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額、法第81条の２第１項第１号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第２項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の２分の１に相当する額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成９年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する事務を含む。次号において同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費（入院時生活療養

３号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

⑴　当該年度における次に掲げる額の合算額

ア　療養の給付に要する費用（一般保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額

イ　国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の７第１項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（岐阜県（以下「県」という。）が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成９年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ　法第81条の２第４項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ　法第81条の２第９項第２号に規定する財政安定化基金事業

資　料

費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）の合算額から法附則第７条第１項第２号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合（以下「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額を控除した額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）

⑵　当該年度における法第70条の規定による負担金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の２の規定による県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の

借入金の償還に要する費用の額

オ　保健事業に要する費用の額

カ　その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

⑵　当該年度における次に掲げる額の合算額

ア　法第74条の規定による補助金の額

イ　法附則第22条の規定により読み替えられた第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に

資　料

５の規定による負担金、法第74条の規定による補助金、法第75条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第81条の２第１項の規定による交付金並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の３第１項の規定による繰入金及び法附則第７条第１項の規定による療養給付費等交付金（以下「療養給付費等交付金」という。）を除く。）の額の合算額

⑶　当該年度における第32条第１項の規定による基礎賦課額の減免の額の総額

（一般被保険者に係る基礎賦課額）

第１３条　保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額とする。

係るものを除く。）の額

ウ　法第75条の２第１項の国民健康保険保険給付費等交付金（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第１項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額

エ　その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第９条第１項の規定により読み替えられた法第72条の３第１項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

⑶　当該年度における第31条第１項の規定による基礎賦課額の減免の額の総額

（一般被保険者に係る基礎賦課額）

第１３条　保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額＿＿＿＿及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額とする。

資　料

（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第１４条　前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の２の６第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第５項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第１項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の３第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の２の６第15項又は

（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第１４条　前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の２の６第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第５項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第１項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の３第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の２の６第15項又は

資　料

| | |
|---|---|
| 第35条の３第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の４の２第７項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項（同法第12条第５項及び第16条第２項において準用する場合を含む。第22条第１項第１号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第８条第４項（同法第12条第６項及び第16条第３項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第22条において「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の２第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第16条の所得割の保険料率を乗じて算定する。 | 第35条の３第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の４の２第７項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項（同法第12条第５項及び第16条第２項において準用する場合を含む。第22条第１項第１号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第８条第４項（同法第12条第６項及び第16条第３項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第22条において「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の２第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第15条の所得割の保険料率を乗じて算定する。 |
| ２　略 | ２　略 |
| （一般被保険者に係る基礎賦課額の資産割額の算定）<br>第１５条　第13条の資産割額は、一般被保険者に係る当該年度分の固定資産税額に、次条の資産割の保険料率を乗じて算定する。 | |

資　料

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第１６条　一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

⑴　所得割　基礎賦課総額の100分の40に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（各種控除後の総所得金額等）（国民健康保険法施行令第29条の７第２項第４号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の９に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た額

⑵　資産割　基礎賦課総額の100分の10に相当する額を前条に規定する固定資産税額（土地及び家屋に係る固定資産税額）（国民健康保険法施行令第29条の７第２項第７号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の９に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

⑶　被保険者均等割　基礎賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額

⑷　世帯別平等割　アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア　イ又はウに掲げる世帯以外の世帯　基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第１５条　一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

⑴　所得割　基礎賦課総額の100分の50に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（各種控除後の総所得金額等）（国民健康保険法施行令第29条の７第２項第４号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の９に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た額

⑵　被保険者均等割　基礎賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の２箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

⑶　世帯別平等割　アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア　イ又はウに掲げる世帯以外の世帯　基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の２箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案し

資　料

| | |
|---|---|
| ＿＿＿＿＿から特定同一世帯所属者（法第６条第８号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に２分の１を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に４分の１を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額 | て算定した数から特定同一世帯所属者（法第６条第８号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に２分の１を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に４分の１を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額 |
| イ・ウ　略 | イ・ウ　略 |
| ２・３　略 | ２・３　略 |
| （退職被保険者等に係る基礎賦課額） | （退職被保険者等に係る基礎賦課額） |
| 第１７条　保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。 | 第１６条　保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額＿＿＿＿及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額＿＿＿＿及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。 |

資　料

| | |
|---|---|
| （退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定）<br>第１８条　前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第16条の所得割の保険料率を乗じて算定する。<br>（退職被保険者等に係る基礎賦課額の資産割額の算定）<br>第１９条　第17条の資産割額は、退職被保険者等に係る当該年度分の固定資産税額（土地及び家屋に係る固定資産税額）に、第16条の資産割の保険料率を乗じて算定する。<br>（退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定）<br>第２０条　第17条の被保険者均等割額は、第16条の規定により算定した額と同額とする。<br>（退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定）<br>第２０条の２　第17条の世帯別平等割額は、第１号から第３号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第１号から第３号までに定める額とする。<br>⑴　第２号又は第３号に掲げる世帯以外の世帯　第16条第１項第４号アに定めるところにより算定した額<br>⑵　特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者等の属する世帯であって特定月以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）第16条第１項第４号イに定めるところにより算定した額<br>⑶　特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定 | （退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定）<br>第１７条　前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第15条の所得割の保険料率を乗じて算定する。<br>（退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定）<br>第１８条　第16条の被保険者均等割額は、第15条の規定により算定した額と同額とする。<br>（退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定）<br>第１８条の２　第16条の世帯別平等割額は、第１号から第３号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第１号から第３号までに定める額とする。<br>⑴　第２号又は第３号に掲げる世帯以外の世帯　第15条第１項第３号アに定めるところにより算定した額<br>⑵　特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者等の属する世帯であって特定月以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）第15条第１項第３号イに定めるところにより算定した額<br>⑶　特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定 |

資　料

月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）第16条第１項第４号ウに定めるところにより算定した額

（基礎賦課限度額）

第２１条　第13条又は第17条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第17条の基礎賦課額との合算額をいう。第30条及び第32条第１項において同じ。）は、54万円を超えることができない。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第２１条の２　保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第32条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第32条第１項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額に第３号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

⑴　当該年度における後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した

月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）第15条第１項第３号ウに定めるところにより算定した額

（基礎賦課限度額）

第１９条　第13条又は第16条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第16条の基礎賦課額との合算額をいう。第27条及び第29条第１項において同じ。）は、58万円を超えることができない。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第１９条の２　保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第29条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第31条第１項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額に第３号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

⑴　当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係

資　料

| | |
|---|---|
| 額 | る部分であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。） |
| ⑵　当該年度における法第70条の規定による負担金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の２の規定による県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第75条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）その他国民健康保険事業に要する費用（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。）に係るものに限る。）のための収入（法第72条の３第１項の規定による繰入金及び療養給付費交付金を除く。）の額の合算額 | ⑵　当該年度における次に掲げる額の合算額<br>ア　法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額<br>イ　その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第９条第１項の規定により読み替えられた法第72条の３第１項の規定による繰入金を除く。）の額 |
| ⑶　当該年度における第32条第１項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額 | ⑶　当該年度における第29条第１項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額 |
| （一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額） | （一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額） |
| 第２１条の３　保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額、資産割額 | 第１９条の３　保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額＿＿＿＿ |

資　料

| | |
|---|---|
| 及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額とする。 | 及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額とする。 |
| （一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定） | （一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定） |
| 第２１条の４　前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第21条の６の所得割の保険料率を乗じて算定する。 | 第１９条の４　前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第19条の５の所得割の保険料率を乗じて算定する。 |
| （一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の資産割額の算定） | |
| 第２１条の５　第21条の３の資産割額は、一般被保険者に係る当該年度分の固定資産税額に、次条の資産割の保険料率を乗じて算定する。 | |
| （一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率） | （一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率） |
| 第２１条の６　一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 | 第１９条の５　一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 |
| ⑴　所得割　後期高齢者支援金等賦課総額の100分の40に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（各種控除後の総所得金額等）（市民税所得割額）（市民税額）（県民税額等）（国民健康保険法施行令第29条の７第３項第４号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の９に | ⑴　所得割　後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（各種控除後の総所得金額等）（市民税所得割額）（市民税額）（県民税額等）（国民健康保険法施行令第29条の７第３項第４号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の９に |

資　料

| | |
|---|---|
| 規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数 | 規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数 |
| ⑵　資産割　後期高齢者支援金等賦課総額の100分の10に相当する額を一般被保険者にかかる固定資産税額（土地及び家屋に係る固定資産税額）（国民健康保険法施行令第29条の７第３項第６号ただし書きに規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の９に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数 | |
| ⑶　被保険者均等割　後期高齢者支援金等賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の初日　　における一般被保険者の数　　で除して得た額 | ⑵　被保険者均等割　後期高齢者支援金等賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の２箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額 |
| ⑷　世帯別平等割　アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 | ⑶　世帯別平等割　アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 |
| ア　イ又はウに掲げる世帯以外の世帯　後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日　　における一般被保険者が属する世帯の数　　から特定世帯の数に２分の１を乗じて得た数と特定継続世帯の数に４分の１を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額 | ア　イ又はウに掲げる世帯以外の世帯　後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の２箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に２分の１を乗じて得た数と特定継続世帯の数に４分の１を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額 |
| イ・ウ　略 | イ・ウ　略 |
| ２・３　略 | ２・３　略 |

| | |
|---|---|
| （退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額） | （退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額） |
| 第２１条の７　保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。 | 第１９条の６　保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。 |
| （退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定） | （退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定） |
| 第２１条の８　前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第21条の６の所得割の保険料率を乗じて算定する。 | 第１９条の７　前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第19条の５の所得割の保険料率を乗じて算定する。 |
| （退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の資産割額の算定） | |
| 第２１条の９　第21条の７の資産割額は、退職被保険者等に係る当該年度分の固定資産税額（土地及び家屋に係る固定資産税額）に、第21条の６の資産割の保険料率を乗じて算定する。 | |
| （退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定） | （退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定） |
| 第２１条の１０　第21条の７の被保険者均等割額は、第21条の６の規定により算定した額と同額とする。 | 第１９条の８　第19条の６の被保険者均等割額は、第19条の５の規定により算定した額と同額とする。 |
| （退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等 | （退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等 |

資　料

| | |
|---|---|
| 割額の算定）<br>第２１条の１１　第21条の７の世帯別平等割額は、第１号から第３号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第１号から第３号までに定める額とする。<br>⑴　第２号又は第３号に掲げる世帯以外の世帯　第21条の６第１項第４号アに定めるところにより算定した額<br>⑵　特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者等の属する世帯であって特定月以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）　第21条の６第１項第４号イに定めるところにより算定した額<br>⑶　特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）第21条の６第１項第４号ウに定めるところにより算定した額<br>（後期高齢者支援金等賦課限度額）<br>第２１条の１２　第21条の３又は第21条の７の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第21条の３の後期高齢者支援金等賦課額と第21条の７の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第30条及び第32条第１項において同じ。）は、19万円を超えることができない。<br>（介護納付金賦課総額） | 割額の算定）<br>第１９条の９　第19条の６の世帯別平等割額は、第１号から第３号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第１号から第３号までに定める額とする。<br>⑴　第２号又は第３号に掲げる世帯以外の世帯　第19条の５第１項第３号アに定めるところにより算定した額<br>⑵　特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者等の属する世帯であって特定月以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）　第19条の５第１項第３号イに定めるところにより算定した額<br>⑶　特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）第19条の５第１項第３号ウに定めるところにより算定した額<br>（後期高齢者支援金等賦課限度額）<br>第１９条の１０　第19条の３又は第19条の６の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第19条の３の後期高齢者支援金等賦課額と第19条の６の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第27条及び第29条第１項において同じ。）は、19万円を超えることができない。<br>（介護納付金賦課総額） |

資　料

| | |
|---|---|
| 第２２条　保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第32条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第32条第１項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額に第３号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。<br>⑴　当該年度における介護納付金の納付に要する費用の額<br>⑵　当該年度における法第70条の規定による負担金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の規定による調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の２の規定による県調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第75条の規定による補助金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び貸付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）その他国民健康保険事業に要する費用（介護納付金の納付に要する費用（介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。）に係るものに限る。）のための収入（法第72条の３第１項 | 第２０条　保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第29条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第31条第１項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額に第３号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。<br>⑴　当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）<br>⑵　当該年度における次に掲げる額の合算額<br>ア　法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額<br>イ　その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第９条第１項の規定により読み替えられた法第72条の３第１項の規定による繰入金を除く。）の額 |

資　料

| | |
|---|---|
| の規定による繰入金を除く。）の額の合算額 | |
| ⑶　当該年度における第32条第１項の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額 | ⑶　当該年度における第31条第１項の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額 |
| （介護納付金賦課額） | （介護納付金賦課額） |
| 第２３条　保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。 | 第２１条　保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額　　及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。 |
| （介護納付金賦課額の所得割額の算定） | （介護納付金賦課額の所得割額の算定） |
| 第２４条　前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第26条の所得割の保険料率を乗じて算定する。 | 第２２条　前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第23条の所得割の保険料率を乗じて算定する。 |
| （介護納付金賦課額の資産割額の算定） | |
| 第２５条　第23条の資産割額は、介護納付金賦課被保険者に係る当該年度分の固定資産税額に、次条の資産割の保険料率を乗じて算定する。 | |
| （介護納付金賦課額の保険料率） | （介護納付金賦課額の保険料率） |
| 第２６条　介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 | 第２３条　介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 |
| ⑴　所得割　介護納付金賦課総額の100分の40に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（各種控除後の総所得金額等）（国民健康保険法施行令第29条の７第４項第 | ⑴　所得割　介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（各種控除後の総所得金額等）（国民健康保険法施行令第29条の７第４項第 |

資　料

| | |
|---|---|
| ４号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数 | ４号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数 |
| ⑵　資産割　介護納付金賦課総額の100分の10に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る固定資産税額（土地及び家屋に係る固定資産税額）（国民健康保険法施行令第29条の７第４項第６号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数 | |
| ⑶　被保険者均等割　介護納付金賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の数で除して得た額 | ⑵　被保険者均等割　介護納付金賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の２箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額 |
| ⑷　世帯別平等割　介護納付金賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数で除して得た額 | ⑶　世帯別平等割　介護納付金賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の２箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数で除して得た額 |
| ２・３　略 | ２・３　略 |
| （介護納付金賦課限度額） | （介護納付金賦課限度額） |
| 第２７条　第23条の賦課額は、16万円を超えることができない。 | 第２４条　第21条の賦課額は、16万円を超えることができない。 |
| （賦課期日） | （賦課期日） |
| 第２８条　略 | 第２５条　略 |

資　料

| | |
|---|---|
| （納期）<br>第２９条　略<br>（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合）<br>第３０条　保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の７の２第２項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第13条、第17条、第21条の３若しくは第21条の７の額（被保険者数が増加若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）又は第23条の額又は第32条第１項各号に定める額若しくは同条第３項若しくは第４項の規定により読み替えて準用する同条第１項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第６条第１号から第８号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日 | （納期）<br>第２６条　略<br>（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合）<br>第２７条　保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の７の２第２項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第13条、第16条、第19条の３若しくは第19条の６の額（被保険者数が増加若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）又は第21条の額又は第29条第１項各号に定める額若しくは同条第３項若しくは第４項の規定により読み替えて準用する同条第１項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第６条第１号から第８号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日 |

資　料

| | |
|---|---|
| 又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。 | 又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。 |
| ２　保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条、第17条、第21条の３若しくは第21条の７の額又は第23条の額又は第32条第１項各号に定める額若しくは同条第３項若しくは第４項の規定により読み替えて準用する同条第１項各号に定める額の算定はその納付義務が消滅した日（法第６条第１号から第８号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。 | ２　保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条、第16条、第19条の３若しくは第19条の６の額又は第21条の額又は第29条第１号各号に定める額若しくは同条第３項若しくは第４項の規定により読み替えて準用する同条第１項各号に定める額の算定はその納付義務が消滅した日（法第６条第１号から第８号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。 |
| （徴収の特例） | （徴収の特例） |
| 第３１条　略 | 第２８条　略 |
| （保険料の減額） | （保険料の減額） |
| 第３２条　次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第17条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）とする。 | 第２９条　次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円）とする。 |
| ⑴　略 | ⑴　略 |
| ⑵　前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の２第２項に掲げる金額に27万円　　に当該年度の基礎賦課額の | ⑵　前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の２第２項に掲げる金額に27万５千円に当該年度の基礎賦課額の保険 |

資　料

| | |
|---|---|
| 保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者<br>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額<br>ア・イ　略<br>⑶　第１号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の２第２項に掲げる金額に49万円に当該年度の基礎賦課額の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前２号に該当する者以外の者<br>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額<br>ア・イ　略 | 料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者<br>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額<br>ア・イ　略<br>⑶　第１号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の２第２項に掲げる金額に50万円に当該年度の基礎賦課額の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前２号に該当する者以外の者<br>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額<br>ア・イ　略 |
| ２　第16条第２項及び第３項の規定は、前項各号のア及びイに規定す | ２　第15条第２項及び第３項の規定は、前項各号のア及びイに規定す |

資　料

| | |
|---|---|
| る額（前項に規定する同項第１号の１人当たり軽減額、同項第２号の１人当たり軽減額及び同項第３号の１人当たり軽減額）の決定について準用する。この場合において、第16条第２項及び第３項の規定中「保険料率」とあるのは「額（前項第１号の１人当たり軽減額、同項第２号の１人当たり軽減額及び同項第３号の１人当たり軽減額）」と読み替えるものとする。 | る額（前項に規定する同項第１号の１人当たり軽減額、同項第２号の１人当たり軽減額及び同項第３号の１人当たり軽減額）の決定について準用する。この場合において、第15条第２項及び第３項の規定中「保険料率」とあるのは「額（前項第１号の１人当たり軽減額、同項第２号の１人当たり軽減額及び同項第３号の１人当たり軽減額）」と読み替えるものとする。 |
| ３　前２項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第17条」とあるのは「第21条の３又は第21条の７」と、「54万円」とあるのは「19万円」と、第２項中「第16条」とあるのは「第21条の６」と読み替えるものとする。 | ３　前２項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第19条の３又は第19条の６」と、「58万円」とあるのは「19万円」と、第２項中「第15条」とあるのは「第19条の５」と読み替えるものとする。 |
| ４　第１項及び第２項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第17条」とあるのは「第23条」と、「54万円」とあるのは「16万円」と、第２項中「第16条」とあるのは「第26条」と読み替えるものとする。 | ４　第１項及び第２項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第21条」と、「58万円」とあるのは「16万円」と、第２項中「第15条」とあるのは「第23条」と読み替えるものとする。 |
| （特例対象被保険者等の特例） | （特例対象被保険者等の特例） |
| 第３２条の２　略 | 第２９条の２　略 |
| （特例対象被保険者等に係る届出） | （特例対象被保険者等に係る届出） |
| 第３２条の３　略 | 第２９条の３　略 |
| ２　前項の届出は　　、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則 | ２　前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則 |

資　料

| | |
|---|---|
| （昭和50年労働省令第３号）第17条の２第１項第１号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。<br>（保険料の額の端数計算）<br>第３２条の４　略<br>（保険料の額の通知）<br>第３３条　略<br>（保険料の減免及び納期限の延長）<br>第３４条　略<br>（保険料に関する申告）<br>第３５条　略<br>（督促、滞納処分等）<br>第３６条　略<br>第６章　略<br>第３７条　略<br>第３８条　略<br>第３９条　略<br>第４０条　略<br><br>以下　略 | （昭和50年労働省令第３号）第17条の２第１項第１号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。<br>（保険料の額の端数計算）<br>第２９条の４　略<br>（保険料の額の通知）<br>第３０条　略<br>（保険料の減免及び納期限の延長）<br>第３１条　略<br>（保険料に関する申告）<br>第３２条　略<br>（督促、滞納処分等）<br>第３３条　略<br>第６章　略<br>第３４条　略<br>第３５条　略<br>第３６条　略<br>第３７条　略<br><br>以下　略 |

資　料

資　料

# 飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）
# 要旨

1　改正の趣旨

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行及び基礎賦課額の保険料率の変更に伴う改正

2　改正の内容

⑴　改正法により新設される国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金等について所要の規定の整備を行う。

⑵　基礎賦課限度額の引き上げ

一般被保険者の限度額を５４万円から５８万円へ４万円増額する。

⑶　保険料を減額する所得判定基準の引き上げ

５割軽減の判定基準を２７万円から２７万５千円へ５千円増額する。

２割軽減の判定基準を４９万円から５０万円へ１万円増額する。

⑷　県への広域化に伴う保険料率の算定方法を変更

現行の４方式（所得割、資産割、均等割、平等割）から資産割額を廃止して３方式（所得割、均等割、平等割）とする。

3　施行日　平成30年４月１日